

告 示

埼玉県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成二十八年埼玉県告示第四百四十七号で告示した春日部都市計画道路事業（春日部市施行）の事業計画の変更を認可したので、同法第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事業施行期間

平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日まで

二 変更に係る事業地

イ 収用の部分

平成二十八年埼玉県告示第四百四十七号及び令和三年埼玉県告示第二百八十一号の事業地のうち埼玉県春日部市粕壁三丁目地内において事業地を変更する。

ロ 使用の部分

変更なし